

様式第一(規則第1条関係)
7福商第108号
令和8年2月2日

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

長崎県知事
大石 賢吾 殿

住 所:長崎県五島市末広町8-4
団体名:福江商工会議所
会頭 今村 音博

住 所:長崎県五島市福江町1-1
市町名:五島市
市長 出口 太

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別添の計画について認定を受けたいので申請します。

記

・認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名: 野口 善勝

【添付書類】

- ・別表1~4
- ・直近の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、事業計画書
- ・議事録の写し
- ・認定を受けようとする上記経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第2条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書面

【計画名称】 五島市・福江商工会議所 事業継続力強化支援事業計画

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスクについて

(1) 災害史

五島市におけるこれまでの重大な災害被害は、昭和37年9月26日に発生した福江大火、昭和42年7月7日～10日「昭和42年7月豪雨」の福江大水害がある。

被害状況としては、8日の降り始めから9日午後2時頃まで300ミリを突破する降雨量を記録9時から10時までの1時間の雨量は、99.2ミリで、福江測候所の最高記録となった。この豪雨は午前11時の満潮と重なり福江川が氾濫し流域に多くの被害を被害となった。被害総額18億円以上 死者 11名 家屋全半壊 52世帯 被災 1,668世帯また五島市は、例年7月頃から9月頃にかけて襲来し、五島市から概ね300km以内に接近する台風の過去10年間(平成24年～令和3年)の年間平均値は、4.3個となっている。

(2) 土砂災害:ハザードマップ

五島市のハザードマップによると当所管轄地域(旧福江市内)には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を合わせて坂の上地区が指定されている。

山間部が含まれる丸木・奥浦・本山地区等の一帯は、特に地滑り等の土砂災害が生じる恐れが高いエリアとなっている。

(3) 地震災害:J-SHIS

五島市は、比較的、地震がない場所ではあるが2023年9月7日、五島列島近海においてマグニチュード2.7の地震発生 五島市においては震度1であった。

五島市は、令和7年7月に南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けている。

国の予測では、南海トラフ地震において、五島市は、最大震度4、最大津波高4m、1mの津波が到達する時間は、127分、浸水深が30cm以上になる面積は、390ヘクタールとされており、J-SHIS 地震ハザードステーションの確率論的地震動予測(30年震度5弱以上の揺れに見舞われる確率分布図)において主要活断層帯、海溝型地震震源断層がみられる。

(4) 津波災害

長崎県の長崎県沿岸の津波浸水想定などによって避難行動に繋げている。

浸水深とは

洪水や内水氾濫によって、市街地や家屋、田畑が水で覆われることを浸水といい、その高さ(浸水域の地面から水面までの高さ)を「浸水深」といいます。

*洪水により、道路や農地が水で覆われることを「冠水」ということもあります。

浸水深と建物被害

一般の家屋では、浸水深が50cm 未満の場合は床下浸水、50cm 以上になると床上浸水する恐れがあります。以下に、浸水深と建物の高さ関係を示します。

浸水深	浸水程度の目安
0～0.5m	床下浸水(大人の膝までつかる)
0.5～1.0m	床上浸水(大人の腰までつかる)
1.0～2.0m	1階の軒下まで浸水する
2.0～5.0m	2階の軒下まで浸水する

(5) 感染症

2019年に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)は、世界的な大流行となり、日本においても全国的かつ急速な蔓延により多くの市民の健康被害や経済活動に大きな影響が出ている状況であった。今後も、新たな感染症は、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。併せて社会的影響が大きいものが発生する可能性があると考える。

2 商工業者の状況

福江商工会議所管内の商工業者などの数

うち商工業者数 1,333社(平成28年経済センサス)

小規模事業者数 1,139社(平成28年経済センサス)

福江商工会議所会員数 811社

業種別会員数一覧(令和6年度福江商工会議所事業実績報告書より抜粋)

業種	会員数	業種	会員数
食品関係	71社	水産農産畜産	45社
日用雑貨	154社	交通運輸	29社
鉱業	4社	金融保険	15社
電力燃料	10社	印刷書籍文具	7社
繊維関係	17社	サービス業	207社
建設関係	128社	医療福祉業	31社
工業関係	53社		
機械電気器具	40社	合計	811社

3 これまでの取り組み

(1) 五島市の取り組み

① 防災計画の策定

(ア) 五島市地域防災計画(令和2年3月改正)

(イ) 五島市業務継続計画(平成29年2月)

(ウ) 五島市国民保護計画(平成30年3月)

(エ) 五島市自主防災組織

(オ) 五島市消防団協力事業所表示制度(令和2年1月現在 15事業所)

② 防災訓練などの実施

(ア) 緊急地震速報の訓練放送(毎年実施)

(イ) 緊急時電話通訳システム

(ウ) Jアラート全国訓練

1) 全区一斉情報伝達試験(毎年4回実施)

2) 緊急地震速報訓練(年間2回実施)

(エ) 定期救命講習会(偶数月1回)

② 防災備品の備蓄

災害時における救援物資供給等の協力に関する協定(7企業及び団体)

(2) 福江商工会議所の取り組み

① 中小企業者等向け事業継続計画(BCP)に関する施策の広報

② 中小企業者等向け事業継続計画(BCP)策定支援

③ 長崎県火災共済協同組合の他、日本商工会議所が中心となり様々な損害保険会社と連携した損害保険プランの普及促進を図っている。

II 課題

現状では、防災・減災について不確な掲載に留まっており具体的な取り組みは、実施ができていない。

また、緊急時の取組についても具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

加えて、各種保険及び共済等に対する助言を行える福江商工会議所の職員が不足している。

III 目標

- 1 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに事業継続計画(BCP)策定のためのセミナーを年1回以上開催する。
- 2 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、福江商工会議所と五島市との間における被害情報報告経路を構築する。
- 3 発災発生後に速やかな復興支援策が行えるよう、福江商工会議所内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

福江商工会議所と五島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。特に五島市と連携し、浸水深が30cm以上になる地域にある、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で定める事業者は、同法に基づき、避難計画などについて防災対策計画を策定しなければならない。未策定の事業所のうち、会員事業所については、できるだけ早く策定する必要があり、商工会議所においても、支援を実施する。
- ② 福江商工会議所ニュースや五島市広報「広報ごとう」、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続計画(BCP)に積極的に取り組む。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP(長崎県版簡易BCPも含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、会員事業者に対する普及啓発セミナーや五島市をはじめとする行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(2) 福江商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ① 福江商工会議所では、現在事業継続計画を作成中。

(3) 関係団体等との連携

- ① 連携している損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ② 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) 小規模事業者の事業継続力計画(BCP)策定支援【フォローアップ】

- ① 小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回および窓口経営指導時に適宜に確認を行う。
- ② 必要に応じて福江商工会議所と五島市との間で、状況確認や改善点等について協議する。

(5) 訓練の実施

自然災害(マグニチュード7以上の地震)が発生したと仮定し、五島市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

2 発生後の対策

自然災害発生時は、人命救助を優先する。下記のプロセスで福江商工会議所管内被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

災害発生後3時間内に職員の安否確認

(2) 応急対策の方針決定

福江商工会議所と五島市との間で被害状況及び被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

① 豪雨・台風等における事例

職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をする。警報解除に安全確認の後、出勤する。

② 職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。

③ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

【例:被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

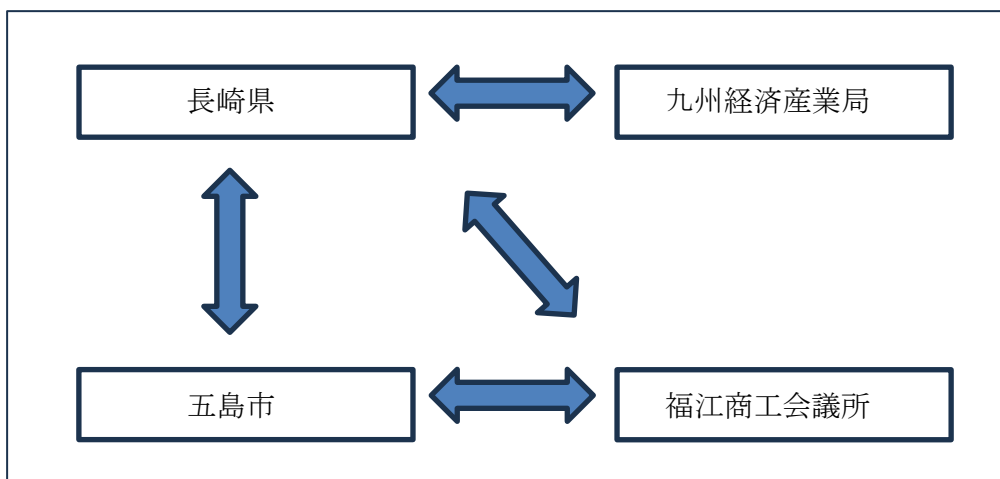
本計画により、福江商工会議所と五島市は以下の間隔で被害状況などを共有する。

発生後～1週間	1日に2回連絡する
1週間から1ヶ月	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

3 災害時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- (2) 二次被害を防止するため、諫早市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- (3) 福江商工会議所、五島市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- (4) 福江商工会議所、五島市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業 関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日産政第79号)により、五島市から長崎県へ報告する。

【連絡体制図】



4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について、五島市と相談する。(福江商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- (2) 発災後2週間を目処に安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

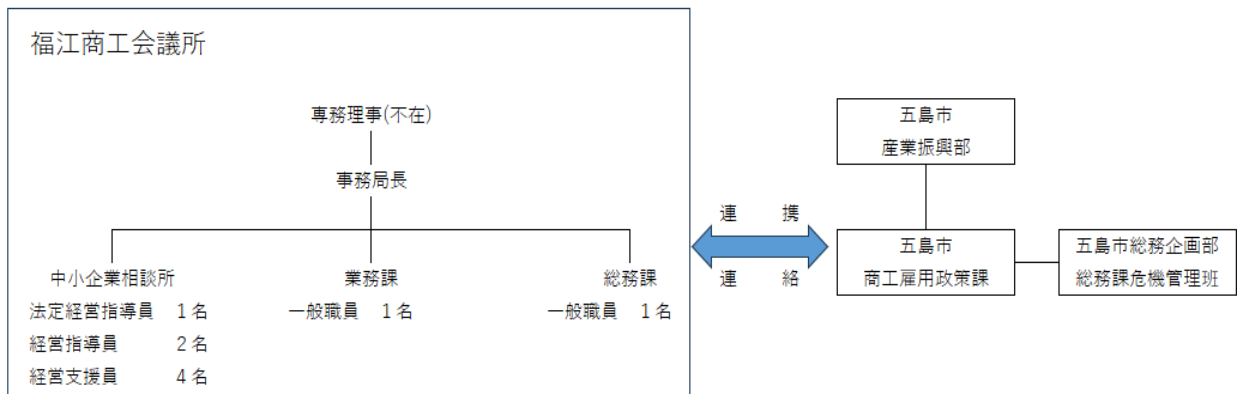
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 福江商工会議所 事務局長兼中小企業相談所所長 法定経営指導員 野口善勝
連絡先 福江商工会議所 TEL:0959-72-3108

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- (1) 法定経営指導員を中心に福江商工会議所職員が連携し本計画の具体的な取り組みや実行を行うものとする。
- (2) 本計画に基づく進捗の確認や見直しは年に1回以上行う旨とする。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

① 商工会／商工会議所

福江商工会議所
〒853-0005 長崎県五島市末広町8番地4
TEL 0959-72-3108 FAX 0959-74-1588
E-Mail: fukuecci@fukue-cci.org

② 関係市町

五島市役所 産業振興部 商工雇用政策課
〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
TEL 0959-72-7862 FAX 0959-74-1994
E-Mail: shoukou@city.goto.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

--

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福江商工会議所自主財源、長崎県補助金、五島市補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等